

貴市御発注工事については、当協会会員が格別の御高配に預り感謝申し上げます。
さて、さきに建設業法の大改正がなされ、これと相まつて、中央建設業審議会では、公共工事標準請負契約々款を全面的に改正され、即ち、請負契約の適正化の徹底を期するため多面にわたる規定の整備が行なわれ、もつて工事の適正な施工の確保を図ることが考えられたのであります。

貴市におかれましても、首題のことについては既に御検討中のことゝは存じますが、昭和四十九年度より貴市建設工事請負契約々款を中央建設業審議会勧告による標準請負契約々款に準拠し全面的に改正下されるよう伏してお願い申し上げる次第であります。

なお念為、このことについては、昭和四十八年一月二十日付建設事務次官より各都道府県に別添の通りの通達がなされておるものであります。

ところで御高承のとおり、昨年来主要建設資材の異常なる高騰に加えて、今年に至り石油、電力削減に伴う資材の生産減による供給不足と値上りにより建設受注業者は極めて業務の困難な状態に立ち至っております。

将来の予測が困難な経済事情下における建設工事の受注について、特に改正された標準請負契約々款においては適正妥当な配慮が窺えるものであります。したがいまして、貴市

建設工事請負契約々款の改正にあたりましては、標準約款第二十一条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の条項については、条文並びにその適用基準について特段の御配慮を下されるようお願い申し上げます。

昭和四十九年四月二十三日

東京都中央区八丁堀二一五一一

社団法人 東京建設業協会

会長 戸田 順之助 印

福生市議会議長

石 川 信 殿



(参考)

計建発第一〇号

昭和四十八年一月二十日

都道府県知事 殿

建設事務次官

公共工事標準請負契約約款の改正について

建設工事の標準請負契約約款は、公共工事、民間工事及び下請工事の請負契約関係の適正化及び合理化を図ることを目的として、中央建設業審議会が建設業法第三四条第二項の規定に基づき作成し、その実施を関係各界に勧告してきたものであるが、昨年十二月十三日同審議会は、公共工事に係る建設工事標準請負契約約款を改正し、あわせてその名称も公共工事標準請負契約約款と改めた。

この改正は、近年における公共工事の増大、工事の大型化及び多様化、施工体制及び施工技術の向上等の諸変化に対処し、公共工事の的確かつ円滑な施工を確保するとともに、昨年四月に施行された建設業法の一部を改正する法律の趣旨に従い、請負契約関係の適正化及び明確化を図ることを目的とするものであり、さらには建設業の近代化の推進に寄与しようとするものである。



主要な改正項目の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、責職におかれては、この趣旨を十分ご理解のうえすみやかに責職発注工事に係る請負契約約款を改訂されるようお願いする。なお貴管下市町村等関係行政機関に対しても、すみやかにこの趣旨を徹底されるようお願いする。

記

一、契約関係の明確化

請負契約に関する契約の諸条件は、それが契約締結の前提条件でもあり、また、契約の履行に関する発注者及び請負者の権利及び義務を規定するものでもあるので、その明確化が必要であるが、従来は必ずしも明確でない点があつた。

したがつて、今回の改正においては、発注者は工事用地の確保義務を負うこと（第二条）発注者が分離発注により複数の請負者に相関連する工事を施工させる場合には、必要な調整を行ない請負者はこれに従う義務を負うこと（第三条）、監督員及び現場代理人の権限は書面をもつて相手方に通知しなければならないこと（第十条、第十一条）等を明らかにするとともに、両当事者の意思表示については原則として書面主義を採用する等契約に関する権利義務関係の明確化が図られた。

二、工事管理の合理化

公共工事の増大に対処し、その円滑な施工を図り、あわせて工事の施工の効率化、省力化等を進めるためには、請負者の自主的な施工をより一層促進することが要請されるところである。

この要請に応じて、今回の改正においては、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な手段については、原則として請負者の選択に委ねることを明らかにするとともに（第一条第二項）、工事材料の検査、工事の施工における立会等の監督行為についても簡略化する等工事管理の合理化が図られた（第十三条第二項、第十四条、第十六条第二項）。

三、契約条件の適正化

建設工事にあつては、その性格上契約条件となる施工条件に不確定要素を多く含まざるを得ず、また、天災その他の不可抗力による損害の危険性も大である。さらに、長期にわたる工事については、物価の変動により請負代金額が不相当となる場合も生ずる。

このため、今回の改正においては、施工条件が変更された場合、賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となつた場合、天災その他の不可抗力による損害が発生した場合等における請負代金額又は工期の変更、損害の負担等について、その要件、方法等の明確

化及び適正化が図られた（第十七条、第十八条、第二一条、第二五条等）
四、その他

発注者と請負者との間において紛争が生じた場合における解決方法として、第三者による簡易な調停制度が追加されたこと（第四五条（A））、工事完成保証人について請負者の権利義務を承継することとされたこと（第三九条）等所要の改正が行われた。

委 員 会 付 託 件 名 表

昭和四十九年四月二十三日第二回福生市議会臨時会

付託委員会名		議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務委員会	陳情第三号	道路工事の前払金制度の実施および昭和四十九年度道路工事の早期発注に関する陳情書	
	陳情第四号	公共工事標準請負契約々款に関する陳情書	



決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	送達・庁内・議案・令達	福議 収第 153 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F.No. A 9 2
取扱 注意	至急 秘	添付 物		起案 49年 8月 15日
浄書 発 送 要 求	浄書区分	本	控	計
	☐ 原力			
	☐ 孔 版			
	☐ 手書複写			
☐ ペン書				
用 紙	送			
☐ 更 級	☐ 普通 ☐ 速達			
☐ 中質紙	☐ 書留 ☐ 親展			
☐ 上質紙	☐ 使送 ☐ 携行			
☐ タイプ紙	☐ その他			
☐ その他				
先方 文書	年 月 日 収受			
浄書	照 合	公 印	施 行	機・管保長
作成	月 日迄	発送	月 日迄	
完了表示	作成	月 日了	発送	月 日了
主 起 案 者	保 員 保 長 局 長 委 員 長 副 議 長 議 長			
管 氏 名	尾野幸恵			
あて 先 宛 信 者	市長 石川常太郎	合	庶務課長	収入役
注意 事項	議長 塩野鉄之助	議	文書課長	
件 名	会議録の送付について			
上記のことについて 別紙のように 照会 回答 報告 依頼 してよろしいか伺います。				
別冊 送付 します。				

1 昭和49年第3回臨時会(6月1日~6月5日)



福議発第百五十三号

昭和四十九年八月十五日

福生市議会議長

塩野鉄之助印

福生市長

石川常太郎殿

会議録の送付について

昭和四十九年第三回福生市議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

5		5
10		10
15		15
20		20
25		25

5 10 15 20 25

5 10 15 20

25 × 20 = 500

したが、此の自前第一二三条第三項の財政より徴せらるべき。

昭和四十一年八月十五日 三 回 福生市議会 臨時会の会期終了の旨を照会の上は、計議へあつた。

福生市長 田中 常太郎

福生市長

福生市議会議員 田中 常太郎

昭和四十一年八月十五日

臨時会 第五十三号



昭和四十一年
第三回臨時会

自六月一日
至六月五日

福生市議会会議録

第六号
第七号

陳三

陳四

議長の
職務許可

第三臨
（第一日）

議長選挙

第三臨
（第一日）

議四十三

請九

請三



第三回福生市議会臨時

時

会会議録(第六号)

昭和三十九年六月一日福生市議会議場に第三回福生市議会臨時 会が招集された。
出席議員はつぎのとおりである。

- | | | | | | | |
|-----|-------|----|---|-----|------|---|
| 十七番 | 岡 | 米吉 | 君 | 十八番 | 中里元一 | 君 |
| 十五番 | 末次性男 | 君 | | 十六番 | 高波忠 | 君 |
| 十三番 | 石川繁治 | 君 | | 十四番 | 小林暢吉 | 君 |
| 十一番 | 伊東忠次郎 | 君 | | 十二番 | 森田秀雄 | 君 |
| 九番 | | 君 | | 十番 | 松山清 | 君 |
| 七番 | 宇佐美良時 | 君 | | 八番 | | 君 |
| 五番 | 川窪清一 | 君 | | 六番 | 中曾根実 | 君 |
| 三番 | 小林才治 | 君 | | 四番 | 田村市郎 | 君 |
| 一番 | 貫井喜代次 | 君 | | 二番 | 小林菊三 | 君 |

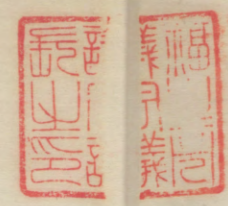
十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	田村匡雄	君	二十二番	塩野鉄之助	君
二十三番	岩田博	君	二十四番	石川信義	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

八番 九番



一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

議事	古谷徳男	君	議事	市川昭利	君	主事	島田幸治	君
事務局長			係長					

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役		君	教育長	所田倍二	君
秘書職		君	庶務		君
員課長		君	課長		君
企画財		君	環境保		君
政課長		君	全課長		君
経済		君	福祉事		君
課長		君	務所長		君
建設		君	都市計		君
課長		君	画課長		君

市 民 課 長
下 水 道 課 長
水 道 課 長
教 育 委 員 會 教 育 課 長
教 育 委 員 會 教 育 課 長

君 君 君 君 君

税 務 課 長
用 地 課 長
會 計 課 長
教 育 委 員 會 教 育 課 長
選 舉 委 員 會 選 舉 課 長
理 事 會 理 事 課 長
局 員 監 事 長
局 員 監 事 長

君 君 君 君 君

島 田 猛

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。



日程第一 會議錄署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第四十三号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第四 請願第九号 福生市教育諸条件の改善に関する請願書

日程第五 請願第三号 給食費の父母負担軽減に関する請願書

日程第六 陳情第三号 道路工事の前払金制度の実施および昭和四十九年度道路工事の早期発注に関する陳情書

日程第七 陳情第四号 公共工事標準請負契約々款に関する陳情書

日程第八 常任委員会委員の選任

日程第九 議会運営委員会委員の選任

日程第十 一部事務組合議会議員の選挙

(審査報告)

(審査報告)

(審査報告)

(審査報告)